

「地域産業に必要な人材イノベーションのための双方向情報発信戦略業務」  
事業審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、得点が「最も高い者（契約提示額が予算額を上回る場合、その他契約条件に合致しないときは、次順位以降の高順位者）」又は「一定の条件を満たすなど複数の者」を採択案件に決定する。

II 審査方法

企画提案書に基づき、香川高等専門学校に設置される選定委員会において書類選考を実施する。必要に応じて審査期間中に面接審査の実施並びに提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

III 評価方法

評価は、下記の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを、当該提案者の得点とする。

〔評価基準〕

- ・大変優れている＝5点
- ・優れている＝4点
- ・普通＝3点
- ・やや劣っている＝2点
- ・劣っている＝1点

〔評価項目〕

1. 事業実施主体に関する評価

- ①本事業実施に必要な人員及び組織体制が整っていること。
- ②業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。
- ④事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。

2. 事業内容に関する評価

- ①事業達成の時期が公募要領と合致していること。
- ②事業の目標及び計画が具体的に設定され、実現性及び妥当性があること。
- ③事業推進の方法、内容等が具体性、適正性及び効率性に優れていること。
- ④提案にあたり、複数の選択肢の吟味が行われていること。
- ⑤提示した要求仕様が満たされていること。
- ⑥提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。